

## ◎弥富市法人市民税税率表

### (1)法人税割の税率

平成26年10月1日以後に開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率
9.7%	6.0%

※法人税割の税率の改正に伴い、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度(1事業年度のみ)における予定申告の法人税割額については、前事業年度の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数となります。

### (2)均等割の税率

資本金等の額	弥富市従業員者総数	税率(年額)
50億円を超える法人	50人超え	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え 50億円以下の法人	50人超え	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え 10億円以下の法人	50人超え	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超え	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下の法人	50人超え	12万円
	50人以下	5万円
上記に掲げる法人以外の法人等		5万円

- (注) 1. 「資本金等の額」とは資本金等の額又は連結個別資本積立金額等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)をいいます。
2. 「従業者」には、俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受ける役員を含みます。
3. 「資本金等の額」は、次の申告区分に応じ、それぞれに挙げる日現在により判定することになります。
- ア. 確定申告……………事業年度終了の日
- イ. 仮計算による中間申告……………事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日

申告等のお問い合わせは 〒498-8501  
愛知県弥富市前ヶ須町南本田335番地  
弥富市役所 総務部 税務課 市民税グループ  
電話 0567-65-1111  
内線 216  
FAX 0567-67-4011